

V. 被共済職員に関する届出事項について

6. 被共済職員が満 60 歳(満年齢)になったとき【据置】

(1)届出書類と手続き【届出様式:被共済職員満年齢届(共済様式第 6 号)】

被共済職員が満 60 歳の誕生日を迎えたときは、その被共済職員が次年度以降も引き続き勤務することが明らかな場合には、満 60 歳の誕生日を迎えた時点で被共済職員満年齢届(共済様式第 6 号)を本会あてご提出ください。

被共済職員満年齢届を提出した被共済職員については、満 60 歳になった年度末(3 月)まで掛金を納入していただき、次年度以降掛金の納入を行わず退職するまでの期間掛金据置期間となります。